

【 検 査 】

2 1 5 I g G型リウマトイド因子の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 関節リウマチ（疑い含む。）に対するD014「26」 I g G型リウマトイド因子の算定は、原則として認められる。
- ② 全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対するD014「26」 I g G型リウマトイド因子の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D014「26」 I g G型リウマトイド因子は、血清中の I g G型リウマトイド因子を測定するものであり、通常用いられるD014「2」リウマトイド因子（R F）定量よりも関節リウマチの活動性に関連すると言われている。

また、全身性エリテマトーデスの診断基準として用いられる1997年A C R分類基準や2012年S L I C C分類基準の種々の自己抗体検査の中に I g G型リウマトイド因子は含まれていない。

以上のことから、当該検査について、関節リウマチ（疑い含む。）に対する算定は、原則として認められる、全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する算定は、原則として認められないと判断した。